

後期高齢者
医療保険

平成 23 年度後期高齢者医療保険料のお支払い方法



特別徴収(年金から天引き)の人は、平成 23 年 4 月以降の年金から保険料が差し引かれます。

4 月、6 月、8 月は、平成 22 年度の保険料に基づく仮徴収期間となり、平成 23 年度の保険料が確定後、10 月以降に調整が行われることになっています。

普通徴収(納付書または口座振替)の人は、平成 23 年 7 月から保険料をお支払いいただきます。

●平成 22 年度中に保険料の減額で年金からの差し引きが中止されている人へ

平成 22 年度中に保険料の減額で還付を受けた人は、現在年金からの天引きが中止されています。

この場合、7 月、8 月、9 月が普通徴収(納付書または口座振替)でのお支払いになり、10 月から特別徴収(年金からの天引き)が再開されます。

国民年金 ねんきん

20 歳以上の学生の皆さんへ

「学生納付特例制度」のご利用を!!

日本国内に住むすべての人は、20 歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。しかし、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。学生で国民年金保険料が納められないときには、役場保険課国保年金係窓口へ申請してください。



対象となる人

20 歳以上の学生で、本人の前年の所得(1 月から 3 月までに申請される場合は前々年所得)が 118 万円(扶養親族がいれば基準額は変わります)以下の人

対象となる学生とは?

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が 1 年以上ある課程)に在学する学生。夜間・定時制や通信制の学生も含まれます。

申請に必要なもの

- ①学生証または平成 23 年 4 月 1 日以降に交付された在学証明書(写し可)
- ②認め印(本人が署名する場合は不要)

承認されると…

申請された年度の 4 月分から翌年 3 月分までの保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例の承認期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金を受給するための資格期間には算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は 10 年以内であれば納付が可能です(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3 年度目以降に納付する場合は、当時の保険料額に加算額がつきます)。

学生納付特例の申請の簡素化

平成 22 年度に学生納付特例を承認された人のうち平成 23 年度も引き続き在学予定の人が対象です。日本年金機構から 3 月下旬に送付された「ハガキ形式の申請書」を提出するだけで申請ができます。役場保険課窓口での更新手続きは必要ありません。